令和7年6月日

(名称) 京都市地域公共交通計画協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

運転士等の担い手不足の深刻化に加え、モータリゼーションの進展や人口減少、コロナ 禍でのライフスタイルの変容による利用者数の減少により、バス交通の存続自体が危ぶま れる中、地域の特性や実情に応じた公共交通を確保・維持することを目的として当該事業 を実施する。

特に、地域間幹線系統については、通学や通勤、通院、買い物等の移動手段として、また、鉄道駅へのアクセス手段として、地域住民の日常生活に必要不可欠であり、市内で当該バス系統が地域外への唯一の交通機関となっている地域においては、バス路線の確保・維持のため、支援が必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

地域住民の人口が減少傾向にあり、また、コロナ禍以降のライフスタイルの変容により 利用者数が減少している状況下において、バス利用を促すとともに、乗降調査等を通して 利用実態とニーズを把握し、利便性を向上させることで、基準年度と比較し1%の収支率 改善を図るとともに、利用者の移動目的に応じた利便性確保の観点から、地域の特性や実 情を踏まえて、計画どおり運行することを目標とする。

(2) 事業の効果

地域間幹線系統を確保・維持することにより、自らの運転により移動することが困難な方が安心して通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送ることができ、また、地域外からの観光客等の利用も見込める。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

1 より利便性の高い系統への見直し

事業者:京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、

京阪バス株式会社

対象系統:全系統

実施主体:事業者、京都市、沿線自治体

取組内容:社会情勢の変化に伴う通学や通院等に係る需要の変化や、他の公共交通と

の接続環境に対応し、より利便性の高い系統への再編や運行ダイヤの変更

等を検討する。

2 保育園児・小中学生・子育て世代・高齢者など、様々な世代を対象としたモビリティ・マネジメントの実施

事業者:京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、

京阪バス株式会社

対象系統: 全系統

実施主体:事業者、京都市、沿線自治体

取組内容:学校や地域と連携し、催事等において、バスの乗り方教室などを開催する

ことで、公共交通の役割や必要性を理解いただくとともに、交通系 I Cカードの使い方やスロープ等の体験により、バスを利用する際の不安を払拭する啓発活動などを実施し、バスを気兼ねなく御利用いただけるようにす

る。

3 需要喚起による利用促進

事業者:京阪京都交通株式会社、西日本ジェイアールバス株式会社、

京阪バス株式会社

対象系統: 全系統

実施主体:事業者、京都市、沿線自治体

取組内容:地域のイベントや広報誌等を活用し、バスの活用周知を図る。また、観光

客や地域住民が利用できる企画乗車券の発行等を検討し、今までバスを利

用してこなかった人たちをターゲットに利用促進を図る。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保 • 維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

表2のとおり

6.2.の目標・効果の評価手法及び測定方法

- ・アンケートによる利用の意思の確認
- ・企画乗車券等の窓口等での販売実績の確認

7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たり の運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

当該補助の対象となっている地域間幹線系統は、自らの運転により移動することが困難な交通弱者が通学、通勤、通院、買い物等の日常生活を送るうえで欠かせない移動手段であるため、現行の定時定路線による運行を確保・維持する必要がある。

事業者においては、鉄道やその他バスとの乗継ぎの快適性を考慮した運行ダイヤを設定し、系統の見直しや競合路線との調整を行い、利便性の向上を図るとともに、事業者・京都市・沿線自治体が一丸となり補助対象期間中に3. に記載の取組を実施し、基準年度と比較し1%の収支率改善を図る。

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

【地域内フィーダー系統のみ】

該当なし

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

路線の運行確保と車両の取得は一体不可分なものであり、各事業者においては、地域間 幹線系統の運行に係る車両について、保守点検を重ねて使用しているところであるが、車 齢の高いものについては、安全性と費用効率化の面から適切な入替えが必要である。 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

修繕費と購入費に係る費用のバランスを考慮したうえで、新しい車両を導入し、安全性 を向上させる。

(2) 事業の効果

新しい車両を導入することにより車内環境が改善されるとともに、ノンステップを導入することでバリアフリー化が促進され、利便性の向上が図れる。

13. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額<u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民</u> **営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ**】

表6、表7のとおり

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

該当なし

(2) 事業の効果

該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

該当なし

18. 協議会の開催状況と主な議論

令和7年6月5日 令和7年度京都市地域公共交通計画協議会を開催 → 京都市地域公共交通計画(別紙)を承認

19. 利用者等の意見の反映状況

京都市地域公共交通計画策定の策定に当たっては、令和4年9月に市民アンケートを実施し、アンケート結果を基に、作成した計画の素案に対する市民意見募集を実施した。また、市民からの幅広い意見を踏まえ、計画の最終案を作成し、令和5年12月に当該計画を策定した。

注意: 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

都道府県 (市区町 村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事 業に要する 国庫補助額 (千円)	特例措置
京都市	京阪京都交通株式会社	(1) 原•神吉線1	3,471	
	西日本ジェイアールバス 株式会社	(2) 高雄・京北線(京都~周山)	19,327	
	京阪バス株式会社	(3) 京都比叡平線	2,859	
	合 in		25,657	

※ 令和9年度、令和10年度については、 令和8年度事業から土日・祝日の日数 による運行回数等の違いを除き、変更 がないため省略

(注)

- 1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。
- 2.「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から、土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

令和 8 年度

事業者名 京阪バス株式会社

1 申請事業者の概要

		乗合バス事業(【令和6年度】令和	5年10月~令和6	6年9月)	
補助対象期間の 前々年度(基準期間 [※])	営業収益	10,915,230 千円	営業外収益	174,945 千円	経常収益(イ)	11,090,175 千円
削々年度(基準期间) の損益状況	営業費用	10,921,304 千円	営業外費用	11,205 千円	経常費用(口)	10,932,509 千円
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	営業損益	△ 6,074 千円	営業外損益	163,740 千円	経常損益	157,666 千円
補助対象期間の	km				経常収支率	101.44 %
前々年度の 実車走行キロ(ハ)	15,729,489			•		_

		乗合バス事業(【令和5年度】令和	4年10月~令和	5年9月)	
基準期間の前年度の	営業収益	10,830,861 千円	営業外収益	162,603 千円	経常収益(イ')	10,993,464 千円
損益状況	営業費用	10,369,124 千円	営業外費用	9,786 千円	経常費用(口')	10,378,910 千円
	営業損益	461,737 千円	営業外損益	152,817 千円	経常損益	614,554 千円
基準期間の前年度の	km				経常収支率	105.92 %
実車走行キロ(ハ')	16,711,533			•		

		乗合バス事業(【令和4年度】令和	3年10月~令和	4年9月)	
基準期間の前々年度の	営業収益	10,120,519 千円	営業外収益	327,098 千円	経常収益(イ")	10,447,617 千円
損益状況	営業費用	10,258,083 千円	営業外費用	55,801 千円	経常費用(口")	10,313,884 千円
	営業損益	△ 137,564 千円	営業外損益	271,297 千円	経常損益	133,733 千円
基準期間の前々年度の	km				経常収支率	101.30 %
実車走行キロ(ハ")	17,038,155			•		•

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名			補助対象事業者の ロ当たり経験 (基準期間の) ロ'÷ハ'	常費用 前年度)	補助対象事業者 キロ当たり総 (基準其 ロ÷ハ:	E常費用 月間)
京阪神	605 円	34 銭	621 円	6 銭	695 円	3 銭
	円	銭	円	銭	円	銭

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	走行キロ当	禁者の実車 たり経常費用)/3 = ニ	地域キロ:標準経常 ホ		キロ当たり糸 ニとホのいずれ へ		キロ当たり の ニー^	差	キロ当たり イ÷ノ	
京阪神	640 円	47 銭	558 円	96 銭	558 円	96 銭	81 円	51 銭	705 円	5 銭
	円	銭	円	銭	0円	銭	円	銭	円	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた象期間		補助金交 付要網注) 4. の適用 フ	改定率
		基準期間の	年度	/3	
		基準期間の	年度	/3	·
		基準期間の	年度	/3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

	i助ブ iック 名	申請番号	特例措置	運行統 名		運行系統 主 主 経 由 地		計画運行日数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画 輸送量 ①×② =3	系紡	キロ程	る キ	派通再編事業 ○区域におけ ○口程 オ	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率 オ・チ=ク		ブロック外 分のキロ程 リ	同一補助 都道府県 部分の	具外乗入	他路線の部分に係		合率	補助ス部 が は アン・マック 、
方	京阪 神	1		京都此叡平	比叡平	京大正門	三条京阪		2,785.0 (7.6)	8.7	66.1 人	往12.0km 復12.0km		往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km	0.000%	往4.1km 復4.1km	(平均) 4.1km	往0.0km 復0.0km	(平均) 0.0km		(平均) 0.0km	0.000%	65.833%
	合	計		系統	/							往12.0km 復12.0km		往0.0km 復0.0km	0.0km		往4.1km 復4.1km	4.1km	往0.0km 復0.0km	0.0km	往0.0km 復0.0km	0.0km		

			補助フロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額		補助金交付	要綱別表2		3力年平均		のキロ当たり		基	準期間の前年	度		基準期間		補助対象 経常収益 の見込額	
補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	率 (チー(リ+ ヌ)) ÷チ= ヲ'	ŋ	へ×ワ以下の額:カ	グとノ"のいずれ か少ない額 ノ	基準期間に おける実車 走行キロ当	経常収益 控除のい ずれい額 h	補助要の名 (表の) (表の) (表の) (表の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本の) (本	(d+e+f)/3 = J'	経常収益ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象 系統の実 車走行り経 常収益 ヤ"÷マ" =d	経常収益ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象 系統の 車走た ロ当に 経常・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象 系統の実 車走行り 経常収益 ヤ・マ=f	ノ×ワ以上の額: =	3
京阪神	1	0	65.833%	67,863.5 km	37,932,981円	430円.93銭	0円.00銭	0円.00銭	430円.93銭	430円.93銭	31,819,548円	89,885.0 km	354円.00銭	27,210,765円	58,391.0 km	466円.00銭	32,014,153円	67,710.2 km	472円.81銭	29,244,418	円
í	計			67,863.5 km	37,932,981円						31,819,548円	89,885.0 km		27,210,765円	58,391.0 km		32,014,153円	67,710.2 km		29,244,418	円

補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのつち補助ノ ロック外乗入部 分、同一補助ブ ロック都道府県外 乗入部分及び他 路線との競合部 分以外に係るも	ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都 道府県外乗入部分 以外に係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額	
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	У	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数 /①計画運行回数 =ネ	†	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ	
京阪 神	1	0	8,688,563 円	17,069,841 円	8,688,563 円	5,719,941 円	5,719,941 円	円	5,719 千円	2,859.5 千円	14,220,117 円	11,360,617 円	
1	合計		8,688,563 円	17,069,841 円	8,688,563 円	5,719,941 円	5,719,941 円	0 円	5,719 千円	2,859 千円	14,220,117 円	11,360,617 円	

						ウの負担	者とその負担	割合			
補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	都道	府県	市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具体 的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	0					調整中				
Í	合計		0円	0.0%	0円	0.0%	0円	0.0%	11,360,617円	100.0%	

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況欄に記載すること。

3.補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由 があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

8.「補助金交付要綱別表2(注)4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。

9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下四捨五入)にて記載すること。

10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復 のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキ 口程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ヌ))に係るキロ程を記載すること。

16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分 以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

| 18.「計画実車走行キロ」の欄。「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

20.「補助対象経費」の欄は、、、、、注画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額に、(ツ)の金額に、(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額に、(ツ)の金額に、(v)の金額に、(額から左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額を控除して得た金額に(ク)の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の 11/20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書類)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京阪京都交通株式会社

令和 8 年度 R8年度ブロック標準費用単価反映

1. 申請事業者の概要

		乗	合バス事業				
営業収益	1,160,944 千円	営業外収益	6,885	千円	経常収益(イ)	1,167,829	千円
営業費用	1,181,836 千円	営業外費用	1,748	千円	経常費用(口)	1,183,584	千円
営業損益	△ 20,892 千円	営業外損益	5,137	千円	経常損益	△ 15,755	千円
2,660,073.7 km					経常収支率	98.66	96
	営業費用 営業損益	営業費用 1,181,836 千円 営業損益 △ 20,892 千円	 営業収益 1,160,944 千円 営業外収益 営業費用 1,181,836 千円 営業外費用 営業外費	営業費用 1,181,836 千円 営業外費用 1,748 営業損益 △ 20,892 千円 営業外損益 5,137	常業収益 1.160.944 千円 常業外収益 6.885 千円 営業費用 1.181.836 千円 営業外費用 1.748 千円 営業損益 △ 20.892 千円 営業外損益 5,137 千円	 営業収益 1,160,944 千円 営業外収益 6,885 千円 経常収益(イ) 営業費用 1,181,836 千円 営業外費用 1,748 千円 経常費用(ロ) 営業外費益 Δ 20,892 千円 営業外損益 5,137 千円 経常損益 総常収支率 	常業収益 1,160,944 千円 常業外収益 6,885 千円 経常収益(イ) 1,167,829 常業費用 1,181,836 千円 営業外費用 1,748 千円 経常費用(ロ) 1,183,584 常業損益 △ 20,892 千円 営業外損益 5,137 千円 経常損益 △ 15,755 km

			乗	合バス事業				
基準期間の前年度の	営業収益	1,186,218 千円	営業外収益	4,587	千円	経常収益(イ')	1,190,805	千円
損益状況	営業費用	1,223,548 千円	営業外費用	1,612	千円	経常費用(口')	1,225,160	千円
	営業損益	△ 37,330 千円	営業外損益	2,975	千円	経常損益	△ 34,355	千円
基準期間の前年度の	2.943.973.2 km		•			経常収支率	97.19	96
実車走行キロ(ハ')	2,943,973.2						•	

			乗	合パス事業				
基準期間の前々年度の	営業収益	1,123,833 千円	営業外収益	10,759	千円	経常収益(イ")	1,134,592	千円
損益状況	営業費用	1,189,221 千円	営業外費用	1,668	千円	経常費用(口")	1,190,889	千円
	営業損益	△ 65,388 千円	営業外損益	9,091	千円	経常損益	△ 56,297	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ")	3,015,145.3 km					経常収支率	95.27	96

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	(基準	当たり	経常費月 前々年月	Ħ	キロ (基:	象事業者 3当たり総 準期間の ロ'÷ハ'	整常費用 前年度)	E行	補助対象 キロ		経常費月 期間)	
京阪神	394	円	96	鏡	416	Ħ	15	鉄	444	Ħ	94	巍
北近畿	394	Ħ	96	餓	416	Ħ	15	銭	444	Ħ	94	銭
	ЖГ‡	基準期間	りとは、ネ	補助対象	柳間の前	々年度の	補助対象	朝間を	いう。			
2. キロ当たり補助対象経	常費用及	び経常	収益									

 キロ当たり補助対象経 	常費用及び	び経常!	収益																	
補助ブロック名			全常費用			地域キロ警 標準経常 ホ			キロニとホの		経常費用 い少な			たり経? ニーへ		D差		当たり新 イ÷ハ	圣常収益 =ト	Ě
京阪神	418	Ħ	68	鉄	558	Ħ	96	鉄	418	Ħ	68	鉄	0	Ħ	0	鉄	439	Ħ	02	鉄
北近畿	418	円	68	鉄	426	m	56	鉄	418	円	68	鉄	0	Ħ	0	銭	439	m	02	銭

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名		認可	В		認可を受け 補助対象其		補助金交付要 綱別表2(注) 4. の適用割 合 フ	改定率コ
	令和	年	月	В	基準期間の	年度	/ 3	%
	令和	年	月	B	基準期間の	年度	/ 3	%
	令和	年	月	B	基準期間の	年度	/ 3	%

4. 7	助対象	系統ごとに要	する費用、	負担者と	その負担害	미승																				
				運行系統																						補助ブロッ ク外乗入 部分、同一
補助プロクネ	申請番号		起点	主な 経由地	終点	計画工行日数	計画運行回数	計平乗密度	計画 輸送量	系統=	キロ程	地域公共交 実施する区域		業を	系統キロ程と 地域公共交 通再編事業 を実施する区 域におけるキ ロ程との比率		補助ブロ 乗入部分		都道府	助ブロック 県外乗入)キロ程		他路線と 部分に係			他路線と	補助都外の分キプロ・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・アン・
							①=カッコ 内	2	①×② =3	=	Ŧ	:	t		オ÷チ=ク		ļ	J		ヌ		Л	,		ル÷チ	(チー(リ+ ヌ+ル)) ÷チ=ヲ
	(1)	八田線1	JR 亀岡駅	奥条-	JR 園部駅	365 ⊟	3,385.0	3,3	30.3 人	往 28.0 km	(平均)	往	(平均)		94	往	14.7 km	(平均)	往	(平均)		往	(平均)		%	47,500 %
		/(mak)	南口	大谷	西口	303 🗅	(9.2)	3.3	30.3 人	復 28.0 km	28.0 Km	復		Km	70	復	14.7 km	14.7 Km	復		Km	復		Km	70	47.500 %
	(2)	神吉線1	JR	西所	神吉口	365 ⊟	1,516.5	4.0	16.4 人	往 12.6 km	(平均)	往	(平均)		96	往	10.1 km	(平均)	往	(平均)		往	(平均)		%	20.325 %
京阪	20	11 2 411	八木駅	ш.л.			(4.1)			復 12.0 km	12.3 Km	復		Km		復	9.5 km	9.8 Km	復		Km	復		Km		
21.00	(3)	原·神吉線1	JR	神吉上	原	365 ⊟	1,095.0	5.6	16.8 人	往 18.1 km	(平均)	往	(平均)		96	往	11.9 km	(平均)	往	(平均)		往	(平均)		96	34.831 %
			八木駅				(3.0)			復 17.5 km	17.8 Km	復		Km		復	11.3 km	11.6 Km	復		Km	復		Km		
	京都市	原·神吉線1				365 ⊟													3.7 km	3.7	Km					20.786 %
	亀岡市	原・神吉線1				365 ⊟													2.5 km	2.5	Km					14.044 %
	1	八田線1	JR 亀岡駅	奥条· 大谷	JR 園部駅	365 ⊟	3,385.0	3,3	30.3 人	往 28.0 km	(平均)	往	(平均)		96	往	13,3 km	(平均)	往	(平均)		往	(平均)		%	52,500 %
			南口	人台	西口		(9.2)			復 28.0 km	28.0 Km	復		Km		復	13,3 km	13,3 Km	復		Km	復		Km		
北近	畿 2	神吉線1	JR 八木駅	西所	神吉口	365 ⊟	1,516.5	4.0	16.4 人	往 12.6 km	(平均)	往	(平均)		96	往	2.5 km	(平均)	往	(平均)		往	(平均)		96	79.674 %
	Ш		八不駅				(4.1)			復 12.0 km	12.3 Km	復		Km		復	2.5 km	2.5 Km	復		Km	復		Km		
	3	原·神吉線1	JR 八木駅	神吉上	原	365 ⊟	1,095.0	5.6	16.8 人	往 18.1 km 復 17.5 km		往復	(平均)	Km	%		6.2 km 6.2 km	(平均) 6.2 Km	往復	(平均)		往復	(平均)	Km	%	65.168 %
										往 117.4 km	(平均)	往	(平均)			往	58.7 km	(平均)	往	(平均)	T	往	(平均)			
	合計	系統								復 115.0 km	116.2 Km	復		Km		復	57.5 km	58.1 Km	復		Km	復		Km		

		補助ブロック外乗入部 分及び同一 補助ブロック都道府県	計画実車 走行キロ	補助対象 経常費用						補	助対象系統の	キロ当たり経常	収益						補助対象 経常収益
補助	申集	外乗入部 分以外のキ 口程の比率	2011	の見込額			で付要綱別表2 適用がある場		3力年平均	基準	期間の前々年	度	¥.	準期間の前年』	ġ		基準期間		の見込額
ブローク名	清保持書	(チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ'	ŋ	へ×ワ 以下の額:カ	/'と/"のい ずれか少な い額 /	基準は おける は ま き たり は 変 に 収 で に 収 で く が き で り で り で り で り で り で り で り り り り り り	経常収益 控除額 ケとgのいず れか少ない 額 h	補助金交付要 網別表2(注) 4.の適用後 のキロ当たり 経常収益 ノーh=ブ	(d+e+f)/3 =ノ'	経常収益 ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ"÷マ"=d	経常収益ヤ′	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ'÷マ'=e	経常収益	実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当たり 経常収益 ヤ・マーf	ノ×ワ以上の額:ヨ
	(1)	47.500 %	189,560.0 km	79,364,980 円	172円45銭	_	-	_	172円45銭	33,567,092 円	189,156 <u>.</u> 0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	33,652,851 円	190,011 <u>.</u> 0 km	177円11銭	32,689,622 円
京阪	(2)	20.325 %	37,220.3 km	15,583,395 円	229円35銭	_	_	_	229円35銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	9,256,059 円	40,403.4 km	229円09銭	8,536,476 円
	(3)	34.831 %	39,055.0 km	16,351,547 円	240円88銭	_	=	=	240円88銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	9,173,223 円	39,113.6 km	234円52銭	9,407,569 円
	1	52.500 %	189,560.0 km	79,364,980 円	172円45銭	_	=	=	172円45銭	33,567,092 円	189,156.0 km	177円45銭	30,858,582 円	189,527.6 km	162円81銭	33,652,851 円	190,011.0 km	177円11銭	32,689,622 円
北近	ž 2	79,674 %	37,220,3 km	15,583,395 円	229円35銭	_	_	_	229円35銭	9,895,439 円	40,295.1 km	245円57銭	8,527,358 円	39,961.0 km	213円39銭	9,256,059 円	40,403.4 km	229円09銭	8,536,476 円
	3	65.168 %	39,055.0 km	16,351,547 円	240円88銭	_	-	-	240円88銭	10,030,499 円	38,784.2 km	258円62銭	8,822,023 円	38,435.8 km	229円52銭	9,173,223 円	39,113.6 km	234円52銭	9,407,569 円
1	à#		531,670.6 km	222,599,844 円						106,986,060 円	536,470 <u>.</u> 6 km		96,415,926 円	535,848.8 km		104,164,266 円	539,056 <u>.</u> 0 km		101,267,334 円

補助 ブロッ ク名	申請番号	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちい ずれか少ないほう の額	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都 の補助プロック都 道府県外乗入部分 及び他路線との競合部分以外に係る もの	ソのうち補助ブロック外乗入部分 及び同一補助ブロック都道府県外 乗入部分以外に 係るもの	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫補 助額を控除した額
	,	カーヨ=タ	カ×9/20=レ	У	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回 数/①計画運行 回数=ネ	t	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ
	(1)	46,675,358 円	35,714,241 円	35,714,241 円	16,964,264 円	16,964,264 円	11,063,650 円	11,063千円	5,531.5千円	46,675,358 円	35,029,858 円
京阪神	(2)	7,046,919 円	7,012,527 円	7,012,527 円	1,425,296 円	1,425,296 円	1,042,899 円	1,042千円	521.0千円	7,046,919 円	4,481,919 円
水脈が	(3)	6,943,978 円	7,358,196 円	6,943,978 円	2,418,656 円	2,418,656 円		2.418千円	1,209.0千円	6,943,978 円	3,472,478 円
	京都市				1,443,391 円	1,443,391 円		1,443 千円	721.5 千円	1,443,411 円	721,807 円
	亀岡市				975,265 円	975,265 円		975 千円	487.5 千円	975,278 円	487,708 円
	1	46,675,358 円	35,714,241 円	35,714,241 円	18,749,976 円	18,749,976 円	12,228,245 円	12,228千円	6,114.0千円	46,675,358 円	35,029,858 円
北近畿	2	7,046,919 円	7,012,527 円	7,012,527 円	5,587,160 円	5,587,160円	4,088,165 円	4,088千円	2,044.0千円	7,046,919 円	4,481,919 円
	3	6,943,978 円	7,358,196 円	6,943,978 円	4,525,251 円	4,525,251 円		4,525千円	2,262.5千円	6,943,978 円	3,472,478 円
合	#	121,332,510 円	100,169,928 円	99,341,492 円	49,670,603 円	49,670,603 円	28,422,959 円	35,364千円	17,682.0千円	121,332,510 円	85,968,510 円

						ウの	負担者とその負担割	合			
補助 ブロッ ク名	申請番号	特例措置	都道府	于県	市区町村	1	その他の	者	事業者自	己負担	「その他の 者」の具体的 概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
	(1)		5,531,500 円	33.24%	11,106,530 円	66.75%	0円	0.00%	1,152 円	0.01%	
	(2)		521,000円	57.19%	388,990 円	42.70%	0円	0.00%	960 円	0.11%	
京阪神	(3)		1,209,000 円	99.96%	Ħ	0.00%	0円	0.00%	498 円	0.04%	
	京	都市			PI	0.00%					
	æ	岡市			Ħ	0.00%					
	1		6,114,000円	33.25%	12,275,586 円	66.75%	0円	0.00%	1,090円	0.01%	
北近畿	2		2,044,000 円	57.24%	1,525,401 円	42.72%	0円	0.00%	1,568 円	0.04%	
	3		2,262,500 円	99.98%	Ħ	0.00%	0円	0.00%	480 円	0.02%	
合	ā+		17,682,000 円		25,296,507 円		0円		5,748 円		

(1) 記載要領

1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く こと

2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その機益状況(千円未満の端数は切り捨て)を損益状況機に記載すること。

3.補助対象期間(補助金文付要綱第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。

4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。

5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。

6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。

6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。

7.「補助金交付要綱別表2(注)4.の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。

8「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り捨て)にて記載すること。

7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。

8「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要網別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。

10「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。

11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ)に記載すること。

12「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(ス))に係るキロ程を記載すること。

13「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。

14「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。

15.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。

16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。

17「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路線)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額へ(ツ)の金額では(ツ)の金額がら左記の場合の(ネ)の金額では(ツ)の金額を記載する。とうに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ')の金額を記載する(千円未満の端数は切り捨てること)。

18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/2014相当する観と都道病疾協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載することと。 支法、基本期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間の重度の実績を平均して買出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。

19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。

20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。

21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

(記載が、 P和〇十尺、 P和〇十尺に といては、 P和〇十尺 字末から エロ・加口の口刻による圧削 自数等の 達いと味ど、 支叉かないにの目指す

(2) 添付書類

1. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」(補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く)及びこれに関連する必要な事項を記載した書類(関連書 細) 並打に「基準期間の前年度、基準期間の前々年度「低る事業報告業を7.6期連業額

乳、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

2. 補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)の前々年度(基準期間)に係る様式第1-5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表(補助対象路線に係るものに限る)、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1-5。 ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要

4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2(注)4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名 西日本ジェイアールバス株式会社

1. 申請事業者の概要

			乗合バス事業			
補助対象期間の	営業収益	662,173 千円	営業外収益	5,985 千円	経常収益(イ)	668,158 千円
前々年度(基準期間 [※]) の損益状況	営業費用	1,097,429 千円	営業外費用	387 千円	経常費用(口)	1,097,816 千円
77 J. III. 9 () 0	営業損益	△ 435,256 千円	営業外損益	5,598 千円	経常損益	△ 429,658 千円
補助対象期間の	km				経常収支率	60.86 %
前々年度の 実車走行キロ(ハ)	1,448,107.7			•		
		•				

			乗合バス事業			
基準期間の前年度の	営業収益	673,224 千円	営業外収益	18,058 千円	経常収益(イ)	691,282 千円
損益状況	営業費用	1,095,913 千円	営業外費用	1,674 千円	経常費用(口)	1,097,587 千円
	営業損益	△ 422,689 千円	営業外損益	16,384 千円	経常損益	△ 406,305 千円
基準期間の前年度の	km				経常収支率	62.98 %
実車走行キロ(ハ')	1,567,149.2					

			乗合バス事業			
基準期間の前々年度の	営業収益	646,624 千円	営業外収益	2,003 千円	経常収益(イ)	648,627 千円
- 損益状況	営業費用	1,133,749 千円	営業外費用	1,831 千円	経常費用(口)	1,135,580 千円
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	営業損益	△ 487,125 千円	営業外損益	172 千円	経常損益	△ 486,953 千円
基準期間の前々年度	km		•		経常収支率	57.12 %
の 実車走行キロ(ハ")	1,831,286.0					-

(補助対象事業者の「基準期間[※]を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行キロ当 たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行キ ロ当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
京阪神	620円.09銭	700円.37銭	758円.10銭
	円 銭	円 銭	円 銭

^{※「}基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走 行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = 二	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 へ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ゠ト
京阪神	692円.85銭	558円.96銭	558円.96銭	461円.40銭
	田銭	円 銭	田鉾	円 ៨

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	2	2可日			認可を受けた補助対象期間	補助金交 付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率
	令和	年	月	日	基準期間の 年度	/3	%
	令和	年	月	日	基準期間の 年度	/3	%
	令和	年	月	日	基準期間の 年度	/3	%

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名		4+	運行 系統 名	11.1	運行系統		計画運行日数	計画運行回数	計画平均乗車密度	計画輸送量	系統:	キロ程	地域公共3業を実施す	する区域に	系統キロ程と地域公共 交通再編事業を実施す る区域におけるキロ程と の比率			lック外 のキロ程	都道	補助ブロッ 府県外乗 子のキロ和	λ	他路線部分に任	との競合 系るキロ程	線と	補助乗り が乗同ロック が大りが高いでは、 がいがが、 がいがが、 がいがががが、 がいがががががががががが
								①=カッコ内	2	①×② =③		Ŧ	,	+	オ÷チ=ク		IJ			z			ル	ル÷ チ	(チー(リ+ヌ +ル))÷チ =ヲ
京阪神	1	###	表性·京东縣	京都	立命	周山	365 ⊟	5,096,0 (13.9)	8.4	116.7	往 33.2km 復 33.2km		往 Km 復 Km		%		Km (平均) . Km	I	Km (平均 Km		往 Kr 復 Kr	n (平均)	96	100%
								(13.9)			往.Km		往 Km	. Km	 	往	_		-	Λm . Km	_	度 Kr 往 Kr		"	+
ĺ	合計		系統								復. Km	. Km	復. Km	. Km		復.	Km	. Km	復日	۲m .	Km	復 Kr	n . Kr	<u> </u>	

令和8年度

			道府県外乗	計画実車走行キロ	補助対象 経常費用 の見込額					補且	力対象系統(のキロ当たり約	E常収益							補助対象 経常収益 の見込額
		特	入部分以外 のキロ程の 比率				補助金交付	要綱別表2(注 がある場合	E)4. の適用	3力年平均	基準	準期間の前々 :	年度	基注	集期間の前年	度		基準期間		
補助ブ ロック 名	申請番号	2例措置	(チー(リ+ ヌ))÷チ= ヲ'	יד	ヘ×ワ以下の縦:カ	アと/"のいずれか少な い額 ノ	基準期間に おけるキョン おけるキョン おり を はの でより を による で はの が が が が が り に り り り り で り り で り を り で り を り で り り り り	経常収益控 除額 ケとgのいず れか少ない 額 h	補助金交付 要綱別表2 (注)4.の 適用後のキ ロ当たり経 常収益 ノーh=ノ"	(d+e+f)/3 = /	経常収益ヤ"	実車走行 キロ マ"	補助対象 系統の実 車走行り経 常収益 ヤ"÷マ" = d	経常収益ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象実 車走行り 単端に 経常収立 ・ = e	経常収益ヤ	実車走行キロマ	補助対象 系統の実 車走行り 経常収益 ヤ÷マ=f	ノ×ワ以上の額:ヨ
京阪神	1	無	100%	334,273.0km	186,845,236 円	443円.32銭	円鉄	円鉄	円銭	443円.32銭	130,305,684 円	311,397.4km	418円.45銭	141,979,799 円	311,717.4km	455円.47銭	145,842,941 円	319,790.1km	456円.05銭	148,189,906 円
	合計			334,273.0km	186,845,236 円						130,305,684 円	311397.4km		141,979,799 円	311717.4km		145,842,941 円	319790.1km		148,189,906 円

補助ブ ロック 名	申請番号	特例措置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額	補助対象経費 の限度額	タ又はレのうちいずれ	ソのうち補助ブロック外乗入部分、同一補助ブロック都 道府県外乗との競 る部分以外に係る ものものものもの	ソのうち補助ブロック 外乗入部分及び同一 補助ブロック都道府	乗車密度	補助対象経費	計画額	経常費用から 経常収益を 控除した額	損失額から国庫 補助額を控除し た額
			カーヨ=タ	カ×9/20=レ	У	ソ×ヲ=ツ	ソ×ヲ'=ツ'	ツ×みなし運行回数 / ①計画運行回数 = ネ	+	ナ×1/2=ラ	ニ×ワーヨ=ム	ムーラ=ウ
京阪神	1	無	38,655,330 円	84,080,356 円	38,655,330 円	38,655,330 円	38,655,330 円		38,655千円	19,327.5千円	83,411,142 円	64,083,642 円
合計			38,655,330 円	84,080,356 円	38,655,330 円	38,655,330 円	38,655,330 円	0円	38,655千円	19,327.0千円	83,411,142 円	64,083,642 円

補助ブ		特				ウの負担者と	その負担割合				
ロック 名	申請番号	例措置	都近	直府県	市區	医町村	その他	也の者	事業者:	自己負担	「その他の 者」の具体 的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
京阪神	1	無	9,663,500 円	15.07%	9,663,500 円	15.07%	Ħ	%	44,756,642 円	69,86%	
1	合計		9,663,500 円	15.07%	9,663,500 円	15.07%	Ħ	96	44,756,642 円	69.86%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実事走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間(補助金交付要綱第5条で定める期間)における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間(補助命交付更綱第6条で定める期間)と相違している事業者にあっては、補助対象期間の仮決算を行い、その掲益状況(千円未満の端教は切り捨て)を掲益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間(補助金交付委補第5条で定める期間)中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自覚第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に轄合し、その承諾を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度(基準期間)の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 6.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 7.「補助金交付要編別表2(注)4. の適用割合1環は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3/3」、「前年度」の場合は「2/3」、「前々年度」の場合は「1/3」をそれぞれ記載すること。 8.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位(第3位以下切り拾て)にて記載すること。
- 7.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 8.「特例措置」の傾は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、精助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 9.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 10「系統十口程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の住・復の平均値の合計を記載すること。
- 11.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の鎖は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は(リ) に記載すること。
- 12.「他路線との競会部分に係るキロ程」とは、他の選行系統との競会区間の合計が50%以上の生活交通路線であって、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間(系統キロ程(チ)ー補助ブロック外乗入部分のキロ程(リ)ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程(又))に係るキロ程を記載すること。
- 13.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄。「ソのうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分及び、都道府県外乗入部分及び和道府県外乗入部分及びの欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 14「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位(小数点第4位切り捨て)まで算出して記載すること。
- 15「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで算出して記載すること。
- 16.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値(端数切り捨て)をいう。
- 7.「補助対象経費」の欄は、(ネ)(計画平均乗車密度が5人未満の路検)に記載がある場合は(ネ)の金額を記載し、記載がない場合は(ツ)の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の(ネ)の金額又は(ツ)の金額とは(ツ)の金額から左記の場合の(ネ)の金額を記載する。さらは、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、(ツ)の金額を記載する(千円未満の靖数は切り捨てること)。
- 18.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の概の(ノ)は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20 に相当する統と動選併規能議会等が実出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を危職すること。 また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均し、実施することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 19.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位(0.5千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 20.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 21.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる連行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。 (記載例「今和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表6 車両の取得計画の概要

令和8年度

都 道 府 県(市区町村)	バス事業者等名	補助対象車両数	車両減価償却費等に要する国庫補助額(千円)
京都市	京阪京都交通株式会 社	6 (継続6両)	9,000
	西日本ジェイアールバ ス株式会社	0	0
	京阪バス株式会社	0	0
	合計 6両(新規	20両、継続6両)	9,000

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 8 年度)

г	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別	乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
ľ									

ı	儲	λ	亩	盂	誠	価	偿	#П	書	

入車両減価償却費】 <u>〇事業者の減価償却方</u>法(定率法or定額法)

	実	費購入予定費	(円)*消費	脱を除く	実費購入予定費合	まと限度額のうち少	普通償却限度額	1± 5:1 W += +T /== \	W += 20 -+ +T ()	事業者償却額	ヌとルのうち少な	償却期間	補助対象経費	計画額
申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	合計	計額から備忘価格を 控除した額(円)	ない方の額(円)		特別償却額(円) 	償却限度額(円)	(円)	い方の額(円)	(月)	1111-337 7,2412.20	(千円)
	1	П	Λ	イ+ロ+ハ=ニ	二-1円=ホ	^	(定率法)へ×0.4=ト (定額法)へ×0.2=ト	Ŧ	トナチ=ヌ	N	7	7	ヲ×ワ÷12(月)=カ	カ×1/2=∃
													0 円	0
													0 円	0
計													0 千円	0

* 残存価格	
ヘーカ=タ	
	0
	0
	0

【車両購入金融費用】 <u>〇事業者の返済方法(</u>元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円) への額以内	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利 レ	レと2.5%のうち低 い方の率(%) ソ	補助対象経費	計画額 (千円) ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					円	0.0
計					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーツ	3+ ネ
0	0

【負担者とその負担割合 】

≺.	にってくいちにい	III 4										
		d ==					負担	者とその負担割合				
		申請番号				市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の者」の
		B .3	負担額		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
京阪神・北近畿	1	0	Ħ	50.0 %	Æ	%	Ħ	96	Ħ	%		
	2	0	円	50.0 %	Ħ	96	Ħ	96	Ħ	%		
	合計		0	円	50.0 %	Ħ	%	Ħ	%	PI	%	

2年日以際(会和 8 年度)

	24日以降(7和	○ 十戌/					
	補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号			
l				当該年度	初年度		
	京阪神・北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R4		
	京阪神·北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原·神吉線1	第1号~第3号	R4		
	京阪神·北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4		
	京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原·神吉線1	第1号~第3号	R5		
	京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5		
	京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5		

【購入車両減価償却費】 <u>〇事業者の減価償却方</u>法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額 (円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円) 特別償却額(円)		償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とオのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
中開田づ	初年度への額=ナ	前年度7(2年目のみ 9)の額=5	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	ל	ム+ウ=ノ	t	2	ヤ	り×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)り=マ	マ×1/2=ケ
第1号(4-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第2号(4-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第3号(4-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第4号(5-1)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第5号(5-2)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第6号(5-3)	15,000,000	6,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
計	90,000,000	31,500,000	18,000,000	0	18,000,000	19,194,553	18,000,000		18,000 千円	9,000 千円
	•									

* 残存価格
ラーマ=フ
750,000
750,000
750,000
3,750,000
3,750,000
3,750,000
13,500,000

【車両購入金融費用】

○事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助対象額(円)	関逐期间	今年度個	賞還回数	借入利率(%) 年利	ェと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
11.00 00 12	ナの額以内=コ	(月)	(自) (至)		I I	7 T	7	ア×1/2=サ
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナア	ケーサ
18,000	9,000

	申請			負担者とその負担割合								
補助ブロック名	番号	都道府	県	市区町	村	その他の)者	事業者自己	「その他の者」の			
	ш-7	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要		
	1	1,500,000 F	50.0 %	円	%	Ħ	%	Ħ	%			
	2	1,500,000 F	50.0 %	円	%	Ħ	%	Ħ	%			
 京阪神·北近畿	3	1,500,000 F	50.0 %	円	%	Ħ	%	Ħ	%			
尔枫州 化匹酸	4	1,500,000 F	50.0 %	円	%	Ħ	%	Ħ	%			
	5	1,500,000 F	50.0 %	PI PI	%	Ħ	%	Ħ	%			
	6	1,500,000 F	50.0 %	円	%	Ħ	%	Ħ	%			
合計		9,000,000 F	50.0 %	円	%	円	%	円	%			

【所要経費(R8年度別合計)】

18.000.000 円 9.000.000 円

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、小型車両、都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両の保安基準第24条、第53条)。
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実費購入予定費」の欄は、車両価格、附属品価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限:年2.5%)
- 8.[車両購入金融費用]は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(A欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。 なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両: 保証率0.10800 改定償却率: 0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 9 年度)

加十块(卫仙	▼ 十尺/									
補助ブロック	自請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
京阪神・北近	幾 第1号(9-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R9.1	リース
京阪神・北近	幾 第2号(9-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ	スローブ付き	標準仕様	57	9.0	R9.1	リース
京阪神・北近	幾 第3号(9−3)	八田線1	第1号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	77	10.4	R9.1	リース

【購入車両減価償却費】 <u>〇事業者の減価償却</u>方法(定率法or定額法)

定額法

	実					上四本年のこれが	普通償却限度額	4+ D.I. MA + D.A.E.	/学+D78 cc 25	± ** * ** **	71 11 00 7 4 11 45	Wh +0 +0 00	補助対象経費	ALTERE
申請番号		両価格 附属品価格 改造費		合計	実費購入予定費合 計額から備忘価格 を控除した額(円)	*と限度額のうち少ない方の額(円)	(円)	特別償却額 (円)	償却限度額 (円)	事業者償却額 (円)	ヌとルのうち少な い方の額(円)			計画額 (千円)
	1	п	Λ	イ+ロ+ハ==	二-1円=ホ	^	(定率法)^×0.4=ト (定額法)^×0.2=ト	Ŧ	トナチ=ヌ	JL	7	7	ヲ×ワ÷12(月)=カ	カ×1/2=∃
第1号(9-1)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125
第2号(9-2)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125
第3号(9-3)	14,831,600	876,841	0	15,708,441	15,708,440	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125
計				47,814,177	47,814,174	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	9,562,834	9,000,000		6,750 千円	3,375

*	残存価格 (円)
	ヘーカ=タ
	12,750,000
	12,750,000
	12,750,000
	38,250,000

【車両購入金融費用】 <u>○事業者の返済方法(</u>元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額 (千円)
	^の額以内	,,,,	ν	y	Ÿ	ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					Ħ	0.0
					Ħ	0.0
āt					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーツ	3+ネ
6,750	3,375

【負担

担者とその負担害	合										
						負担	者とその負担割合				
補助ブロック名	申請番号	都道府県			市区町	村	その他の)者	事業者自己	「その他の者」の	
	ш ,	負担額		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
京阪神・北近畿	1	1,125,000	円	50.0 %	н	96	PI	96	я	96	
	2	1,125,000	円	50.0 %	н	96	PI	96	н	96	
	3	1,125,000	円	50.0 %	н	%	円	%	Ħ	%	
合計		3,375,000	円	50.0 %	P.	%	PI	%	Ħ	%	

2年目以降(令和 9 年度)

	<u>∪</u> + /x/					
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号			
			当該年度	初年度		
京阪神 北近畿	第1号(4-1)	八田線1、神吉線1、原·神吉線1	第1号~第3号	R4		
京阪神・北近畿	第2号(4-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R4		
京阪神・北近畿	第3号(4-3)	八田線1	第1号	R4		
京阪神・北近畿	第4号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5		
京阪神・北近畿	第5号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5		
京阪神・北近畿	第6号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5		

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	普通償却限度額 (円)	特別償却額 (円)	償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	/とオのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)	
T 19 H 7	初年度への額=ナ	前年度7(2年目の みタ)の額=ラ	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	d d	ム+ウ=ノ	₹ 1	2	+	り×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)り=マ	マ×1/2=ケ	
第1号(4-1)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 ∓₽	
第2号(4-2)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 ∓₽	
第3号(4-3)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	785,423	750,000	3	750,000 円	375.0 ∓₽	
第4号(5-1)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 ∓₽	
第5号(5-2)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 ∓₽	
第6号(5-3)	15,000,000	3,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 ∓₽	
計	90,000,000	13,500,000	11,250,000	0	11,250,000	12,022,434	11,250,000		11,250 千円	5,625 ∓₽	

* 残存価格 (円)
ラーマ=フ
0
0
0
750,000
750,000
750,000
2,250,000

【車両購入金融費用】

<u>〇事業者の返済方法(</u>元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間	今年度仍	賞還回数	借入利率(%) 年利	ェと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
11-10-10-1	ナの額以内=コ	(月)	(自) (至)		I	7	7	7×1/2=サ
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
マナア	ケーサ
11,250	5,625

		負担者とその負担割合												
補助ブロック名	申請番号	都道府県			市区町村		その他の)者	事業者自己	「その他の者」の				
	ш -	負担額		負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要		
	1	375,000	円	50.0	%	Ħ	%	円	%	Ħ	%			
	2	375,000	円	50.0	%	Ħ	96	円	%	A	%			
京阪神•北近畿	3	375,000	円	50.0	%	円	%	円	%	Ħ	%			
尔枫种"礼迎蔽	4	1,500,000	円	50.0	%	Ħ	%	H	%	Ħ	%			
	5	1,500,000	円	50.0	%	Ħ	%	円	%	H	%			
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	円	%	Ħ	%			
合計		5,625,000	円	50.0	%	Ħ	%	Ħ	%	H	%			

【所要経費(R9年度別合計)】

18,000,000 円 9,000,000 円

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、 机型車両、 都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記録性になる。ため、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積の14平方メールで除いたがしませる(通路運送車両の保安基準第24条、第53条)、
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実養購入予定費」の欄は、車両価格、附属価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7.【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限: 年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
- なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両: 保証率0.10800 改定償却率: 0.500

(2) 添付書類

- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

表7 車両の取得を行う事業者

事業者名 京阪京都交通株式会社

1. 車両取得の概要

初年度(令和 10 年度)

700 十 及 (十尺/									
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号	車両の種別			乗車定員(人)	車両の長さ(m)	購入等予定 年月	購入等の種別 (現金、割賦、リース)
京阪神・北近畿	第1号(10-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R10.1	リース
京阪神・北近畿	第2号(10-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R10.1	リース
京阪神·北近畿	第3号(10-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	ノンステップ	スロープ付き	標準仕様	57	9.0	R10.1	リース

【購入車両減価償却費】 <u>〇事業者の減価償却</u>方法(定率法or定額法)

定額法

	実:	費購入予定費	(円)*消費	党を除く	実費購入予定費合 おと限度額のうち少		普通償却限度額	特別償却額	償却限度額	事業者償却額	ヌとルのうち少な	償却期間	補助対象経費	計画額
申請番号	車両価格	附属品価格	改造費	合計	計額から備忘価格 を控除した額(円)	ない方の額(円) (円)		(円)	(円)	(円)	い方の額(円)	(月)	110.737.727.12.50	(千円)
	1	п	Λ	イ+ロ+ハ=ニ	二-1円=ホ	۸	(定率法)^×0.4=ト (定額法)^×0.2=ト	Ŧ	トナチ=ヌ	N	7	7	ヲ×ワ÷12(月)=カ	カ×1/2=∃
第1号(10-1)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125
第2号(10-2)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125
第3号(10-3)	15,070,500	982,368	0	16,052,868	16,052,867	15,000,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	9	2,250,000 円	1,125
計				48,158,604	48,158,601	45,000,000	9,000,000	0	9,000,000	9,631,719	9,000,000		6,750 千円	3,375

* 残存価格 (円)
ヘーカ=タ
12,750,000
12,750,000
12,750,000
38,250,000

【車両購入金融費用】 <u>○事業者の返済方法(</u>元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間 (月)	借入利率(%) 年利	レと2.5%のうち 低い方の率(%)	補助対象経費	計画額 (千円)
	^の額以内	,,,,	ν	y	Ÿ	ツ×1/2=ネ
					円	0.0
					Ħ	0.0
					Ħ	0.0
āt					千円	0

【所要経費】

補助対象経費(千円)	計画額(千円)
カーツ	3+ネ
6,750	3,375

【負担

担者とその負担害	合														
		負担者とその負担割合													
補助ブロック名	申請				番号	都道用	6県		市区町	村	その他の)者	事業者自己	已負担	「その他の者」の
W'		負担額		負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要				
	1	1,125,000	円	50.0 %	, F.	%	PI	%	я	%					
京阪神•北近畿	2	1,125,000	円	50.0 %	, E	%	P	%	н	96					
	3	1,125,000	円	50.0 %	, F.	%	P	%	Ħ	%					
合計		3,375,000	円	50.0 %	P.	%	PI	%	Ħ	%					

2年目以降(令和 10 年度)

	10 T/X/				
補助ブロック名	申請番号	確保維持路線名称又は区間	確保維持費国庫補助金 申請番号		
			当該年度	初年度	
京阪神•北近畿	第1号(5-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5	
京阪神•北近畿	第2号(5-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5	
京阪神•北近畿	第3号(5-3)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R5	
京阪神•北近畿	第4号(9-1)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R9	
京阪神•北近畿	第5号(9-2)	八田線1、神吉線1、原・神吉線1	第1号~第3号	R9	
京阪神•北近畿	第6号(9-3)	八田線1	第1号	R9	

【購入車両減価償却費】

○事業者の減価償却方法(定率法or定額法)※法令で認められた場合を除き、年度間での変更不可

定額法

申請番号	補助対象限度額(円)	残存価額(円)	(H)		償却限度額(円)	事業者償却額 (円)	ノとオのうち少な い方の額(円)	償却期間(月)	補助対象経費	計画額(千円)
T HO PH 'S	初年度への額=ナ	前年度7(2年目の みタ)の額=5	(定率法) ラ×(0.5or0.4)=ム (定額法)ナ×0.2=ム	(円) ウ	ム+ウ=ノ	t	2	t	り×ヤ÷12(月)=マ (最終年度)り=マ	マ×1/2=ケ
第1号(5-1)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 ∓⊓
第2号(5-2)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 ∓⊓
第3号(5-3)	15,000,000	750,000	750,000	0	750,000	802,646	750,000	3	750,000 円	375.0 ∓⊞
第4号(9-1)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第5号(9-2)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,210,573	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
第6号(9-3)	15,000,000	12,750,000	3,000,000	0	3,000,000	3,141,688	3,000,000	12	3,000,000 円	1,500.0 千円
計	90,000,000	40,500,000	11,250,000	0	11,250,000	11,970,772	11,250,000		11,250 千円	5,625 ∓

* 残存価格
ラーマ=フ
0
0
0
9,750,000
9,750,000
9,750,000
29,250,000

【車両購入金融費用】

〇事業者の返済方法(元利均等or元金均等)

申請番号	金融費用補助 対象額(円)	償還期間	今年度償還回数		借入利率(%) 年利	ェと2.5%のうち低 い方の率(%)	補助対象経費	計画額(千円)
11.00 00 17	ナの額以内=コ	(月)	(自)	(至)	I +44	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	7	ア×1/2=サ
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
							円	0.0
計							千円	0.0

【所要経費】

1	補助対象経費(千円)	計画額(千円)
	マナア	ケーサ
	11,250	5,625

		負担者とその負担割合										
補助ブロック名	申請番号	都道府県		市区町村		その他の	その他の者		事業者自己負担			
199		負担額		負担割合		負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	具体的概要
	1	375,000	円	50.0	%	Ħ	%	円	%	H	%	
	2	375,000	円	50.0	%	Ħ	96	Ħ	%	Ħ	%	
京阪神•北近畿	3	375,000	円	50.0	%	Ħ	%	PI	%	H	%	
· 京阪神•北近蔵	4	1,500,000	円	50.0	%	Ħ	%	Ħ	%	Ħ	%	
	5	1,500,000	円	50.0	%	Ħ	%	Ħ	%	Ħ	%	
	6	1,500,000	円	50.0	%	円	%	PI	%	H	%	
合計		5,625,000	円	50.0	%	円	%	Ħ	%	Ħ	%	

【所要経費(R10年度別合計)】

18,000,000 円 9,000,000 円

(1) 記載要領

- 1.申請の概要は、事業者ごと、補助申請車両1両ごとに申請番号をかえて記載すること。また、2年目以降も当該車両について補助申請を行う場合は、初年度以降の申請の概要を転記又は添付の上申請すること。
- 2.「確保維持費国庫補助金申請番号」の欄には、補助申請車両の配車予定の運行系統に係る確保維持費補助金の申請番号を記載すること。
- 3.「車両の種別」の欄は、ノンステップ型スロープもしくはリフト付き車両(標準仕様又はそれ以外の車両)、ワンステップ型スロープもしくはリフト付き車両、 机型車両、 都市間連絡用車両の別がわかるように記載すること。
- 4.「乗車定員」の欄には、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記録性になる。ため、立席は座席を除いた面積を1人当りの専有面積の14平方メールで除いたがしませる(通路運送車両の保安基準第24条、第53条)、
- 5.「車両の長さ」の欄は、小数点第1位(第2位以下切捨て)まで記載すること。
- 6.「実養購入予定費」の欄は、車両価格、附属価格、改造費それぞれを確認できる資料を提出したうえで記載すること。なお、2年目以降の車両については、売買契約書等により確認することとする。
- 7. 【車両購入金融費用】の「補助対象経費」の借入利率は、実借入利率で算出した額を計上すること。(補助上限: 年2.5%)
- 8.【車両購入金融費用】は、売買契約書等によるほか、償還期間に係る償還表を提出すること。なお、初年度については見積書等の提出で足りることとする。
- 9.「計画額」の欄は、車両ごとに百円単位(0.1~0.9千円)まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 10. リース車両についても当該記載要領を準用し、リース契約書・見積書による他、車両等価格及び金融費用相当額が確認できる資料を提出したうえで記載すること。
- 11.【普通償却限度額】のト欄は、平成24年4月1日以降に取得された減価償却資産で、定率法により償却される事業者については、0.4(定率法)の償却率を適用すること。
- 12.普通償却限度額(ム欄)は、補助対象限度額(ナ欄)に保証率を乗じた償却額との比較により下回る場合、残存価格(ラ欄)に改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額(ム欄)とする。
- なお、改定償却率を乗じた償却額を普通償却限度額とした場合、次年度において償却を行う必要がある場合は、普通償却限度額(ム欄)は計算式によらずに前年度と同額とする。
- ※ 平成24年4月1日以後に取得した車両: 保証率0.10800 改定償却率: 0.500

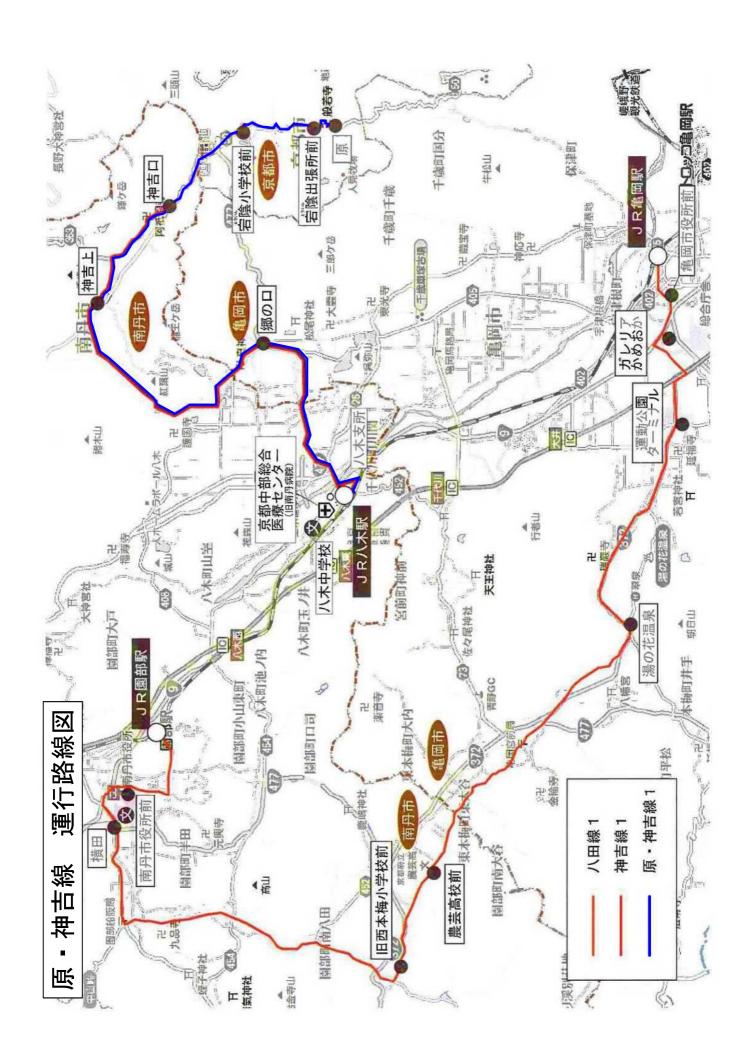
(2) 添付書類

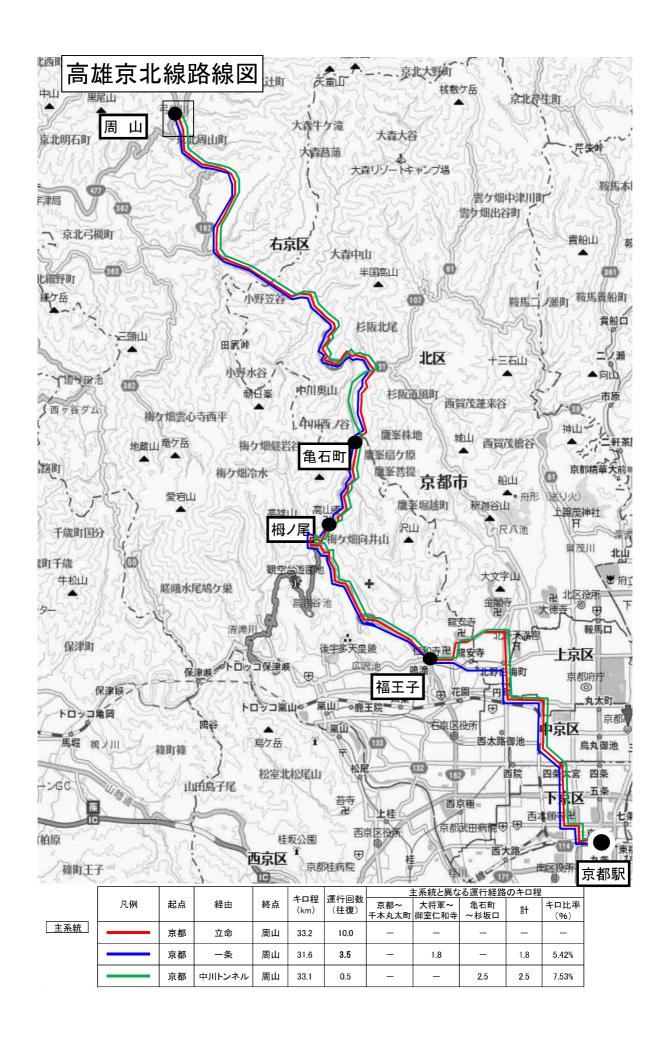
- 1.補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の根拠となる証拠書類
- 2.標準仕様ノンステップバスを購入する場合には、認定書の写し
- 3.低床型車両のノンステップ型で、標準仕様以外の車両について補助を受けようとする場合には、その理由を記載した書類
- 4.移動円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令第43条に基づく適用除外車両の認定を受ける予定の車両にあっては、その旨を記載した自認書類(2年目以降の車両にあっては、認定書の写し)
- 5.補助対象事業者ごとの、車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)
- 6.過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。

車両購入後の乗合バス事業用車両の状況見込(車両数、平均車令)

事業者名 京阪京都交通株式会社

年度	車両数	平均車令
令和8年度	94	12.0
令和9年度	94	12.5
令和10年度	94	13.1





京都比叡平線運行経路図

